

「働き方改革モデル福祉事業所」 になりませんか？

徳島県



新時代へ躍り出そう

Sustainable Blue Land
TOKUSHIMA

概要

徳島県では、「働きやすい職場づくり」を積極的に推進する福祉事業所を「働き方改革モデル福祉事業所」として認定し、福祉人材確保に向けたPRについて支援します！

「多様な働き方」や「業務効率化」による
「働き方改革」に取り組む職場環境をPRして、
人材確保・定着を進めましょう！

認定事業所に対する支援内容（予定）

- (1) ハローワーク窓口におけるモデル事業所である旨の説明・掲示・ロゴマーク表示
- (2) ハローワークと連携したガイダンスにおける優先説明
- (3) 徳島県及び徳島県社会福祉協議会による情報発信
- (4) 各種PRグッズの製作 等



【募集期間】 令和6年11月1日（金）～同年11月29日（金）

【対象事業所】 次のいずれかに該当する徳島県内に所在する施設

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所
- (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) その他、高齢者や障がい者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- (5) 地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (6) 社会福祉分野の国家資格を有する専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士）を必要とする上記以外の事業所

【申請方法】 申請書及び必要な添付書類を問合せ先まで郵送又はメールにて提出

【審査方法】 県が定める審査会において、「多様な働き方」「業務効率化」「待遇」「その他特筆すべき事項」について総合的に審査し、認定します。

問合せ先
徳島県保健福祉部地域共生推進課
電話 088-621-2179
Mail chiikikyouseisuishinka@pref.tokushima.lg.jp

詳しくはこちら→

